

令和5年度 被扶養者の現況調査実施について

被扶養者の現況調査は健康保険法施行規則第50条に基づき、現在、被扶養者として認定されている方が、引き続き資格があるかどうか、毎年確認させていただくものです。

現在被扶養者として認定されている方で、引き続き被扶養者として継続したい場合には、「[健康保険 被保険者・被扶養者 調査票](#)」に必要書類を添付の上、ご提出してくださいよう、お願い申し上げます。[\(記入例はこちら\)](#)

なお、詳細については勤務先の担当者もしくは健康保険組合あてにご確認ください。